

○雲仙市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成18年2月1日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、雲仙市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年雲仙市条例第56号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集の方法)

第2条 市長又は雲仙市教育委員会（以下「市長等」という。）は、条例第2条に規定する指定管理者の公募においては、雲仙市役所の掲示場への掲示、広報紙等への掲載等の適切な方法により行うものとする。

(申請の書類)

第3条 条例第3条の規定による指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によるものとする。

(選定委員会の設置)

第4条 市長は、条例第4条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、指定管理者選定委員会を設置する。

2 前項に規定する指定管理者選定委員会の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(選定結果の通知)

第5条 市長等は、条例第4条又は第5条第1項の規定による指定管理者の候補者の選定を行ったときは、第3条に規定する指定申請書を提出したすべての者に対し、公の施設指定管理者候補者選定結果通知書（様式第2号）により、その結果を通知するものとする。

(指定書の交付)

第6条 市長等は、条例第6条第1項の規定により指定管理者の候補者を指定管理者に指定したときは、当該指定管理者に対し、公の施設指定管理者指定書（様式第3号）を交付するものとする。

(協定)

第7条 市長等は、指定管理者の指定を受けた者と当該指定に係る公の施設の管理について、条例第7条第2項第1号に規定する指定の期間における基本的事項に関し基本協定を、当該期間における各年度に係る具体的事項に関し年度協定を締結しなければならない。

(指定の取消し等)

第8条 市長等は、条例第9条第1項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の停止を命ずるときは、指定の取消しについては公の施設指定管理者指定取消通知書（様式第4号）により、管理の業務の停止の命令については公の施設指定管理者業務停止命令書（様式第5号）により、当該指定の取消し又は管理の業務の停止の命令に係る指定管理者に通知するものとする。

2 指定管理者は、前項の規定による指定の取消しの通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して60日以内に、条例第10条に規定する事業報告書を市長等に提出

しなければならない。

(事業報告書)

第9条 条例第10条に規定する事業報告書は、指定管理者事業報告書(様式第6号)によるものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月22日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月13日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

雲仙市長又は雲仙市教育委員会

申請者 所 在 地
名 称
代表者名

公の施設に係る指定管理者の指定を受けたいので、雲仙市公の施設に係る指定管理者の
指定手続等に関する条例第3条の規定により、下記のとおり申請します。

1 指定を受けようとする公の施設の名称及び所在地

名 称

住 所

2 提出書類

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該法人等の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

雲仙市公の施設指定管理者候補者選定結果通知書

第 号
年 月 日

様

雲仙市長又は雲仙市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定に係る候補者選定の結果について、雲仙市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり通知します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称

住 所

2 選定結果

- (1) 貴法人(団体)を指定管理者候補者として選定する。
- (2) 貴法人(団体)を指定管理者候補者として選定しない。

【選定しなかった理由】

様式第3号(第6条関係)

雲仙市公の施設指定管理者指定書

第 号

様

年 月 日付けで申請のあった指定管理者の指定申請について、雲仙市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり指定します。

年 月 日

雲仙市長又は雲仙市教育委員会

記

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称

住 所

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 その他

管理業務の細目的事項については、別途締結する協定により定めるものとします。

様式第4号(第8条関係)

雲仙市公の施設指定管理者指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

雲仙市長又は雲仙市教育委員会

雲仙市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、
下記施設の指定管理者の指定を取消します。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称

住 所

2 取消年月日 年 月 日

3 取消の理由

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、雲仙市(訴訟において雲仙市を代表する者は、雲仙市長(又は雲仙市教育委員会)となります。)を被告として裁判所に提起できるとされています。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第8条関係)

雲仙市公の施設指定管理者業務停止命令書

第 号
年 月 日

様

雲仙市長又は雲仙市教育委員会

雲仙市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により、
下記のとおり業務の停止を命令します。

記

1 公の施設の名称及び所在地

名 称

住 所

2 停止する管理業務の範囲

3 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 業務停止命令の理由

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、雲仙市(訴訟において雲仙市を代表する者は、雲仙市長(又は雲仙市教育委員会)となります。)を被告として裁判所に提起できるとされています。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 6 号(第 9 条関係)

指 定 管 理 者 事 業 報 告 書

年 月 日

雲仙市長又は雲仙市教育委員会

申請者 所 在 地
名 称
代表者名

雲仙市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条の規定により、次のとおり事業報告書を提出します。

- 1 公の施設の名称及び所在地
- 2 管理業務の実施状況に関する事項
- 3 利用状況及び利用拒否等の件数・理由に関する事項
- 4 利用料金の収入実績に関する事項
- 5 管理経費の収支状況に関する事項
- 6 その他市長が必要と認める事項

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第6条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第9条関係)